明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学一）　一
〔省　令〕
○国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（財務三）　二四
○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一九）　七〇
○方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部組織規則の一部を改正する省令（防衛一）　七三
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委七）　八四
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務六四）　八五
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件（経済産業二四）　八五
○公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（国土交通二九〇）　一三六
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一四〇
裁判所
破産、免責、再生関係　一四一
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金変更・清算結了・清算人退任関係　一八三
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　一八四
会社その他
会社決算公告　一八五
一八六

府令・省令

○内閣府総務省令第一号
文部科学省

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年三月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
文部科学大臣　林　芳正

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。